

食品の提供に関する合意書

(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人フードバンク関西(以下「乙」という。)は、甲が乙に提供する食品を乙が受領、管理及び譲渡するにあたり、以下の通り合意する。

第1条(当事者)

- 1 乙は、食品の譲渡などの事業を通じて、要支援生活者の生活の向上や明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。
- 2 甲は、乙の目的を理解し、その事業を支援するために、乙に対し食品を提供する食品取扱事業者である。

第2条(食品の提供)

- 1 甲は乙に対し、乙の希望を考慮し、適切な方法で食品を無償で提供する(提供される食品を以下「提供食品」という。)。提供食品に温度管理が必要な食品が含まれる場合は、甲は事前に乙にその旨通知する。
- 2 乙は、提供食品を、要支援生活者を支援する特定非営利活動法人、社会福祉施設、行政、またはそれと同等の非営利福祉活動を行う団体(以下「社会福祉施設等」という)に対して無償で譲渡し、要支援生活者に対し無償で提供する以外の目的に利用しない。

第3条(提供食品の品質管理)

- 1 甲は食品衛生法その他適用される法令(消費期限又は賞味期限を含む。)に適合し、賞味期限、消費期限、成分表示およびアレルギー表示がある食品を乙に提供する。乙は、食品包装、あるいは外箱等に期限表示、成分表示がない場合、データを甲に求める。
- 2 乙は提供食品を適正に管理し、社会福祉施設等に対し、消費期限又は賞味期限を遵守して、適正に管理、保存して要支援生活者に提供するよう指導し、必要に応じて報告を求める。

第4条(記録)

乙は譲渡先を含む提供食品に関する適切な記録を保持し、同記録を3年間保管する。

第5条(責任の所在)

- 1 甲は、提供食品について消費期限または賞味期限までの間、食品として安全であることを保証し、乙は、受領後の提供食品を適切に保存し、消費期限または賞味期限までの使用について管理することを保証する。
- 2 食品衛生法上の問題については、提供前の原因によるものは甲の責任とし、提供後の原因によるものは乙または提供食品の受取先の責任とする。

第6条(提供食品による事故発生時の対応)

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は第三者によっておこなわれる調査に基づいて、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、両者が誠実に協議する

ものとする。

第7条（反社会的勢力）

甲及び乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ、組織的犯罪集団等並びにこれらの構成員等の反社会的勢力等を指す。以下同じ。）の維持又は経営に関与してはならず、甲又は乙の経営又は運営に従事又は協力させてはならない。

甲及び乙は、反社会的勢力に対し、形式を問わず、資金の貸付を含む資本供与又は資金提供を行ってはならず、反社会的勢力から、形式を問わず、資本供与又は資金提供を受けてはならない。甲及び乙は、第三者が反社会勢力であることを知りながら当該第三者との間で取引を行ってはならない。なお、本条の違反は、本合意書の重大な違反を構成する。

第8条（譲渡の禁止）

甲は、乙の事前同意を得ることなく、本合意書を譲渡その他移転せず、又は本合意書に基づく自らの義務若しくは権利を再委託又は委任しない。

第9条（有効期間）

本合意書の有効期間は1年間とする。但し有効期間満了の30日前までに甲または乙から終了の意思表示が無い限り、引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第10条（紛争解決）

本合意書に定められていない事項又は条項の解釈について疑義又は紛争などが生じた場合、甲及び乙は誠意を持って協議解決するものとする。

上記、合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙署名もしくは記名捺印のうえ各自1通保有する。

年 月 日

甲 所在地
法人名あるいは団体名
代表者 印

乙 所在地 神戸市東灘区深江本町1丁目8-16-101
団体名 特定非営利活動法人フードバンク関西
代表者 理事長 中島 眞紀 印